

皮膚等障害化学物質(皮膚吸収性有害物質)の選定について

令和8年1月30日

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

背景：皮膚等障害化学物質に関する法令の規定

<労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）>

(令和6年4月1日施行（下線部は令和8年1月1日改正部分）)

第594条の2

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収される、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものに限る。以下「**皮膚等障害化学物質等**」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。

第594条の3

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。

<労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働省告示第301号）> 【要旨】

則第594条の2第1項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物（鉛、1, 3-プロパンスルトン、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第16条第1項各号に掲げる物（石綿等（令第6条第23号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を除く。）、令別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物及び令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）として厚生労働大臣が定めるものとして、次のアからウまでに掲げる事項を定めたこと。

- ア **皮膚刺激性有害物質**（皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいう。）
- イ **皮膚吸収性有害物質**（皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるものをいう。）
- ウ 製剤その他の物（ア又はイの物質を含有する製剤その他の物をいう。）

(令和7年11月18日付け基発1118第2号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」)

背景：皮膚等障害化学物質に関する法令の規定

<令和7年11月18日付け基発1118第2号「皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について」>

1 皮膚吸収性有害物質に該当するもの

皮膚等障害告示第1項第2号に規定する、「皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの」は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する化学物質として、別添で定める物であること。

- (1) 日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果（以下「国が行うGHS分類の結果」という。）、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値（則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。）又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等が公表する職業ばく露限界値（以下「濃度基準値等」という。）が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
- ア ヒトにおいて、経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報（疫学研究、症例報告、被験者実験等）があること
イ 動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること
ウ 動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること
- (2) 国が行うGHS分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性（特に皮膚発がん）を示すことが知られている物質
- (3) 国が行うGHS分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性（経皮）が区分1に分類されている物質

1 – 1 「令和7年度皮膚等障害化学物質の選定のための検討会」

1 「皮膚吸収性有害物質」の定義

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質

2 検討会の目的

令和4年度の検討以降、新たにGHS分類が行われた物質や職業ばく露限界値が設定された物質等について皮膚吸収性有害物質に該当するかを検討する

3 検討会の開催日時、主要な議題

- ・ 第1回：令和7年9月3日（火）
令和7年度検討物質について
- ・ 第2回：令和7年11月17日（月）
皮膚吸収性有害物質に該当する物質の審議
- ・ 第3回：令和7年12月10日（水）
皮膚吸収性有害物質に該当する物質の審議
- ・ 第4回：令和8年1月8日（木）
皮膚吸収性有害物質に該当する物質の審議、報告書について
- ・ 報告書：令和8年1月28日

4 検討会の構成等

○：座長 (50音順)

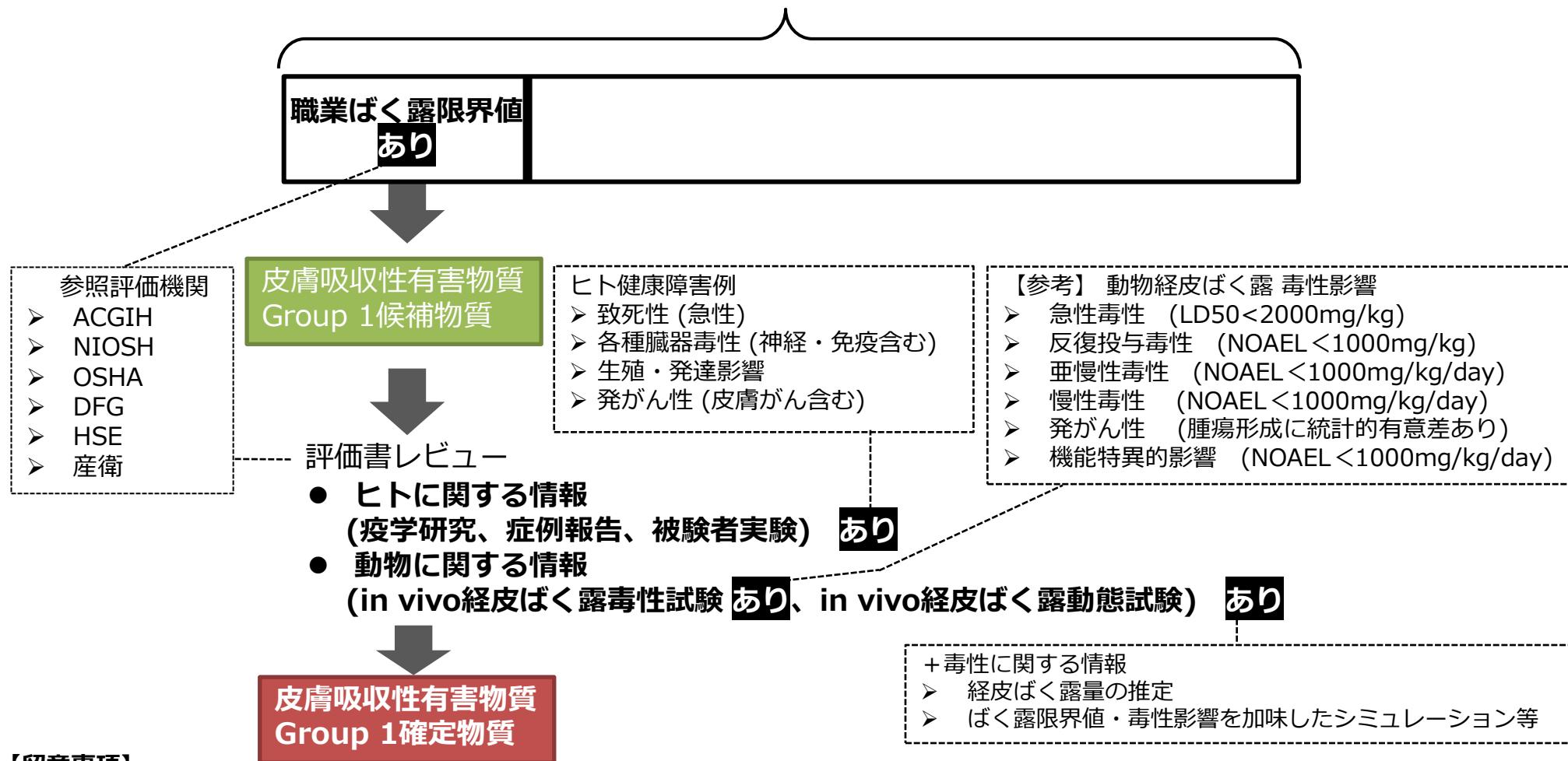
（検討会委員）

岩澤 聰子	防衛医科大学校 医学教育部医学科 衛生学公衆衛生学 准教授
王 瑞生	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理センター 有害性評価研究部
豊岡 達士	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 有害性試験研究領域 開発グループ 部長代理
中原 浩彦	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理センター 化学物質情報管理部
宮内 博幸	産業医科大学 作業環境計測制御学講座 教授
○宮川 宗之	(元) 帝京大学 医療技術学部 教授
柳場 由絵	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理センター 有害性評価研究部 部長代理
山野莊太郎	独立行政法人 劳働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 有害性試験研究領域 病理グループ 上席試験研究員

（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が開催

1 – 2 皮膚等障害化学物質の判断基準及び選定プロセス (令和4年度検討会にて検討)

GHS分類対象物質 約3000物質



【留意事項】

- 皮膚吸収性有害物質の選定には、職業ばく露限界値を設定するに足りる根拠が必要であることから、諸機関(ACGIH, NIOSH, OSHA, DFG, HSE, 産衛)において、職業ばく露限界値の設定がなされているものから選定していくことにした。
- これに加え、ばく露限界値の設定がない発がん性物質(経皮ばく露による皮膚発がんが認められており、発がん性物質のためにばく露限界値の設定がされていない物質)について、皮膚を一つの臓器とみなした場合、皮膚に吸収され発がん性を示すおそれがあるため、Group1に選定した。

1 – 3 令和7年度皮膚等障害化学物質の選定のための検討会における検討結果

1 判断基準等について

皮膚吸収性有害物質の判断基準等について議論を行ったが、現時点では変更は行わず、従来の判定基準に基づき、選定することとした。

2 検討対象物質について

- (1) 令和4年度（前回）の検討以降新たにGHS分類が行われた化学物質であって、国内外の代表的な化学物質評価機関において職業ばく露限界値（「OEL」とする）、Skin Notation（「SK」とする）が付与されている物質
- (2) GHS分類対象物質であって、各化学物質評価機関において、前回の検討以降、新たに評価され、OEL・SKが付与された物質、または、既に評価されているが、前回の検討以降に見直しがあり、OELが設定、SKが付与された物質
- (3) 経皮ばく露による発がんに関する知見がある物質（*皮膚がん含む）

3 個別物質の検討結果

各機関の評価書に記載の引用論文をレビューし、皮膚吸収性有害物質に該当するか議論を行い、新たに18物質（次ページ）について皮膚吸収性有害物質に該当すると判断した。

1 – 4 皮膚吸収性有害物質に該当すると判断した物質

No.	CAS RN	化学物質名称	判断基準	推奨用途等（※1）
1	3691-35-8	2- (フェニルパラクロルフェニルアセチル) - 1,3-インダンジオン（別名：クロロファシノン）	(3)	農薬（殺そ剤）
2	107-12-0	プロパンニトリル	(1)イ	石油精製における溶剤
3	50-78-2	アセチルサリチル酸	(1)ア	医薬（鎮痛剤、解熱剤、抗リウマチ剤）
4	60-12-8	ベータ-フェニルエチルアルコール（別名：フェネチルアルコール）	(1)イ	医薬的補助剤（抗微生物）、風味剤、香料（特にバラ香料）
5	532-32-1	安息香酸ナトリウム	(1)ウ	試薬、防錆剤等
6	3033-62-3	ビス(2-ジメチルアミノエチル)エーテル	(1)イ	ウレタン発泡触媒
7	111-77-3	2-2(メトキシエトキシ)エタノール（別名：ジエチレングリコールモノメチルエーテル）	(1)イ	染料・塗料の添加剤・溶剤、油圧液の成分、ジェット燃料の凍結防止剤
8	121-45-9	亜りん酸トリメチル	(1)イ	農薬中間体、安定剤、酸化防止剤
9	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン（※2）	(1)ア	樹脂の溶剤、有機合成薬品原料
10	106-50-3	p-フェニレンジアミン	(1)ア	アゾ染料、白毛染料、ゴム加硫促進剤、写真現像薬原料
11	102-71-6	トリエタノールアミン	(1)イ	界面活性剤原料、セメント添加剤
12	64-67-5	硫酸ジエチル	(1)イ	エチル化剤、緩和性脱水剤
13	8007-45-2	コールタール（※2）	(2)	各種タール製品、塗料、防腐剤、カーボンブラック原料、舗装用材料
14	65996-93-2	高温コールタールピッチ	(1)ア	電極・炭素製品成形用原料、絶縁充てん物、煉炭用粘結剤
15	70-25-7	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン	(2)	試薬等
16	684-93-5	N-メチル-N-ニトロソ尿素	(2)	合成中間体、実験用発がん物質
17	759-73-9	N-エチル-N-ニトロソ尿素	(2)	合成中間体、試薬、変異原性試験用薬
18	96-13-9	2,3-ジブロモ-1-プロパノール	(2)	有機合成原料（医薬・農薬・電材・工業用等）、難燃剤中間体

（※1）モデルSDS等から引用

（※2）特定化学物質に該当することから皮膚等障害化学物質（皮膚吸収性有害物質）に該当しない

2 適用期日

- **皮膚吸収性有害物質**は、最終的には臓器等への健康障害を生ずる物質であるが、皮膚から吸収又は侵入というばく露経路に着目しているため、国によるGHS分類に該当する有害性区分がなく、特定することができない。
- そのため、皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるものと告示で規定されており、専門家検討会の検討結果を踏まえ、通達で物質を指定している。
- 今般、新たに皮膚吸収性有害物質に該当するとされた物質については、SDS等の更新及び保護具の準備等に係る対応期間も考慮し、令和9年4月1日に局長通達を改正し、同日から適用する。
- それまでの間、物質の追加について厚生労働省ホームページや関係団体等への事務連絡等で周知を図る。